

～恵那市からのお知らせ～

令和4年1月19日

まん延防止等重点措置区域指定に伴う飲食店の 営業時間短縮及び酒類の提供停止要請について

岐阜県は、新型コロナウイルス（オミクロン株）の急激な感染拡大により、県下全42市町村を『まん延防止等重点措置区域』に指定し、飲食店等に対して下記のとおり、営業時間の短縮と終日酒類の提供の停止を要請しました。

つきましては、恵那市内の飲食店におかれましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の要請内容にご理解とご協力を賜りますとともに各店舗での感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、下記の対象全期間ご協力いただける事業者は、岐阜県の協力金支給対象店舗となる可能性があります。

記

■対象期間 **令和4年1月21日(金) 0時から
令和4年2月13日(日) 24時まで**

*猶予期間として設けられる見込みですが、詳細は、岐阜県ホームページでご確認
いただくか下記専用相談窓口までお問い合わせください。

■対象となる施設

○飲食店等(居酒屋を含む)(宅配、テイクアウトサービスを除く)

■要請内容（第三者認証店・非認証店共通）

(1)同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避する

(2)営業時間を午前5時～午後8時までに短縮

(3)酒類の提供を終日停止する

(4)ワクチン・検査パッケージ制度は適用しない

■協力金及び申請手続き（支給対象店舗に該当しない場合もあることをご承知置きください）

第三者認証店、非認証店を問わず、飲食店等は全期間、要請に協力していただいた場合、申請により売上に応じて1店舗につき1日あたり3万円～10万円の協力金支給の対象となる可能性があります。詳細は、岐阜県ホームページでご確認いただくか下記専用相談窓口までお問い合わせください。

○申請先：岐阜県 ※申込時期や申込方法等の詳細は、後日岐阜県公式ウェブサイトにて公開予定。

■問い合わせ先

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」専用相談窓口 電話番号：058-272-8192



詳細は、岐阜県公式ウェブサイトをご覧ください

恵那市商工課 26-2111
恵那商工会議所 26-1211
恵那市恵南商工会 54-2902